

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律

(平成一五年六月四日法律第六四号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(扇千景君) ただいま議題となりました油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在の油濁損害賠償保障法に係る責任限度額につきましては、平成六年の改正により引き上げられておりますが、その改正後においても、一九九七年に我が国で発生したナホトカ号事故、一九九九年にフランスで発生したエリカ号事故といった大規模な事故が発生し、多額の損害を生じさせたことから、限度額を引き上げて被害者保護を更に充実させる必要性が高まっております。

このため、これらの事故の経験を踏まえ、二〇〇〇年十月、国際海事機関法律委員会において、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する条約に規定されている油濁損害に係る船舶所有者の責任限度額を約五〇%引き上げることが採択され、本年十一月一日から発効することとなりました。

我が国としても、油濁損害賠償保障法を改正し、本限度額の改正を取り入れ、国内法を整備する必要があります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律案では、油濁損害に係る船舶所有者の責任限度額を約五〇%引き上げることとしております。

.....(略).....

以上が油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一五年四月一八日)

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約五〇%引き上げる措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、近年のタンカー事故の特徴、我が国及び世界におけるタンカー事故の防止対策、国際油濁補償基金が補償する損害等

の範囲、欧州独自の油濁補償基金設立の動きと追加基金制度の構想、座礁・放置船舶等に関する検討会の取組状況、号鐘を備えることを要しない船舶の範囲拡大の理由、表面効果翼船実用化の可能性その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一五年五月二九日）

河合正智君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案及び海上衝突予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、船舶所有者がその責任を制限することができる油濁損害の賠償責任の限度額を引き上げる措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十六日に本委員会に付託され、翌二十七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案につきましては、改正後の船舶所有者の責任限度額の妥当性、油濁防止策の現状と今後の方針などについて、海上衝突予防法の一部を改正する法律案につきましては、号鐘の使用実態、海難防止策などについて、議論が行われました。同日質疑を終了し、採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。